

マンションの建替えや敷地売却をご検討されているマンション管理組合さまへ

マンション建て替えの改正により「マンション敷地売却制度」と
「容積率の緩和特例」が創設されマンションの再生に選択肢が広がりました。

経験豊富な弊団体の専門家マンション管理士、一級建築士に相談ください
初回は無料以後もNPO 法人として低廉で親切に相談できます。ご利用ください。

マンションの建て替えを検討したいけれど、どう進めれば良いのか？

マンションの建て替えについて専門家に相談したいが・・・

マンションと敷地の売却を考えているがどういう手続きが必要なの？

耐震性が不足しているがどうやって確認するか等